

大田区住宅宿泊事業法施行条例の一部を改正する条例について

- 1 対象とする条例
大田区住宅宿泊事業法施行条例

- 2 改正理由及び内容
大田区住宅宿泊事業法施行条例の付則3に基づき必要な見直しを行ったため。
(1) 住宅宿泊事業法第11条第1項各号のいずれにも該当しない場合において住宅宿泊事業の実施可能区域の制限を除外（別紙1のとおり）
(2) 法令違反の事業者に対する改善勧告及び公表に係る規定の整備

- 3 施行年月日
令和2年7月1日から施行する。

- 4 新旧対照表
別紙2のとおり